

廿日市市住宅用防犯対策補助金交付要綱

令和7年2月17日

告示第18号

(趣旨)

第1条 この要綱は、市民の防犯意識の向上を図り、安全で安心なまちづくりを推進するため、自らが居住する住宅に新たに防犯対策を行う者に対し、予算の範囲内において廿日市市住宅用防犯対策補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては、廿日市市補助金交付規則（平成5年規則第10号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、この要綱に定めるものによる。

(補助対象)

第2条 補助金の交付の対象となる事業は、自らが所有し居住する住宅で行う、次に掲げる防犯対策のための設備（以下「防犯対策設備」という。）の購入及び設置のうち、市長が認めたものとする。

- (1) 屋外防犯カメラのうち、次に掲げる事項を満たすもの
 - ア 設置場所が住宅の敷地内であること。
 - イ 撮影範囲が住宅の敷地内であり、近隣住民等のプライバシー保護に留意していること。ただし、やむを得ず住宅等の敷地外が撮影範囲に入る場合は、撮影範囲に入る住宅その他の物の所有者又は使用者に事前に説明を行い、同意を得ていること。
- (2) モニター付きインターホン（録画機能を有するもの）
- (3) 屋外人感センサーライト
- (4) 防犯フィルム
- (5) 防犯ガラス
- (6) 防犯性の高い錠又は補助錠
- (7) 防犯砂利
- (8) その他防犯対策で特に効果があると市長が認めたもの

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、現に廿日市市内に居住し、廿日

市市の住民基本台帳に登録されている者で、自らが所有し居住する住宅に防犯対策設備を新たに設置する者であること。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、この要綱における補助対象としない。

- (1) 市税(延滞金を含む。)の滞納がある者
- (2) 廿日市市暴力団排除条例(平成24年条例第2号)第2条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団員等である者
- (3) この要綱の規定による補助金の交付を受けた住宅に居住している者
- (4) その他市長が適当でないと認める者
(補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費(次条において「補助対象経費」という。)は防犯対策設備の購入及び設置等に要する費用とする。
(補助金の額等)

第5条 補助金の額は、補助対象経費に2分の1を乗じて得た額(その額に100円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額)とし、当該補助金の額が1万円を超えるときは、1万円とする。ただし、購入店舗等のクーポン券、ポイント等を使用した場合は、その金額を補助対象経費から除く。

2 補助金の交付は、1つの住宅につき1回を限度とする。
(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、廿日市市住宅用防犯対策補助金交付申請書(別記様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、防犯対策設備を購入または設置した日から起算して1年以内に、市長に提出しなければならない。

- (1) 領収書又はこれに代わる書類の写し
- (2) 購入した防犯対策設備の機能等が確認できるカタログ又は仕様書の写し
- (3) 防犯対策設備の設置の状況が分かる写真
- (4) その他市長が必要と認める書類

(補助金の交付決定及び額の確定)

第7条 市長は前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、
適当と認めるときは、補助金の交付決定及び額の確定を行い、廿日市市
住宅用防犯対策補助金交付決定通知書兼額確定通知書（別記様式第2号）
により申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の補助金の交付の決定を行う場合において、補助金の交
付の目的を達成するため必要な条件を付すことができる。

3 市長は、補助金を交付しないことを決定したときは、廿日市市住宅用
防犯対策補助金不交付決定通知書（別記様式第3号）により申請者に通
知するものとする。

(補助金の交付時期)

第8条 補助金は前条第1項の規定によりその額を確定した後に、交付す
るものとする。

(補助金の交付手続の特例)

第9条 規則第24条の規定に基づき、規則第12条の規定による実績報
告の手続きは、省略するものとする。

(補助金の交付決定及び額の確定の取消し)

第10条 市長は、申請者が次のいずれかに該当すると認めたときは、補
助金の交付決定及び額の確定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 虚偽又は不正の事実に基づいて補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金の交付の条件に違反したとき。
- (3) その他市長が補助金の使途を不相当と認めたとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付決定及び額の確定の全部又は
一部を取り消したときは、廿日市市住宅用防犯対策補助金交付決定（一
部）取消通知書兼額確定（一部）取消通知書（別記様式第4号）により
申請者に通知するものとする。

(補助金の返還)

第11条 市長は、前条の規定により補助金の交付決定及び額の確定の全
部又は一部を取り消した場合は、当該取消しに係る部分に関し、既に補

助金が交付されているときは、期限を定めて返還を命ずるものとする。

(検査)

第12条 市長は、必要があると認めるときは、補助金の交付対象となった防犯対策設備について、検査を行い、又は申請者若しくは関係者への調査を行うことができる。

(雑則)

第13条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関して必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。